

会議録（2021年度 第5回愛知県事業評価監視委員会）

- 1 日 時 2021年12月21日（火） 午後1時30分～午後4時20分
- 2 場 所 愛知県庁 本庁舎 正庁
- 3 出席者
(委員) 大橋委員、小川委員、加藤委員、平松委員、藤森委員、
前田委員、山崎委員
(県建設局) 建設局技監、道路維持課担当課長、道路建設課担当課長、
砂防課長、建設企画課担当課長 他
(県都市・交通局) 都市整備課担当課長、公園緑地課担当課長 他
(県建築局) 公営住宅課長 他
(県農林基盤局) 農地整備課長 他
- 4 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ①第4回委員会 会議録の確認について
 - ②第4回委員会 修正評価調書の確認について
 - ③2021年度愛知県事業評価監視委員会の予定変更について
 - ④第6回委員会 審議対象事業の抽出について
 - ⑤対象事業の審議について
 - 【事前評価】 交通安全対策事業 3事業（一括審議）
道 路 事 業 8事業（一括審議）
 - 【再 評 価】 道 路 事 業 4事業
 - 【事後評価】 砂防等事業 2事業
 - (3) 閉会

1 第4回委員会 会議録の確認について

特に意見なし。

[結論] 会議録について了承する。

2 第4回委員会 修正評価調書の確認について

① 街路事業：都市計画道路美合線

都市整備課から、修正箇所を説明。

特に意見なし。

[結論] 修正評価調書について了承する。

② 都市公園事業：愛・地球博記念公園

公園緑地課から、修正箇所を説明。

特に意見なし。

[結論] 修正評価調書について了承する。

③ 公営住宅等整備事業：西口住宅

公営住宅課から、修正箇所を説明。

特に意見なし。

[結論] 修正評価調書について了承する。

④ 農業農村整備事業：鷺田地区

農地整備課から、修正箇所を説明。

特に意見なし。

[結論] 修正評価調書について了承する。

3 2021年度 愛知県事業評価監視委員会の予定変更について

事務局から説明。

特に意見なし。

[結論] 事務局原案を了承する。

4 第6回委員会 審議対象事業の抽出について

事務局より審議対象事業の概要を説明した後、抽出委員が抽出案を提案。

[抽出委員]

第6回の対象事業について、全17事業から8件の抽出を行った。

抽出方法は、第1回委員会で確認した「審議対象とする事業及び抽出方法について」に従った。

事前評価については、「審議対象とする事業及び抽出方法について」において、「事前評価事業は再評価事業及び事後評価事業に優先して抽出する」、「1開催日に細事業種が同じ事業が複数ある場合は、一括審議することも可能とする。」とあるため、1番～5番の「道路事業」5事業と、6番～9番の「農業農村整備事業のうち、たん水防除事業」4事業を、それぞれ一括審議の2件、また、地盤沈下対策事業の10番・木曾川用水2期地区と、用排水施設整備事業の11番・三協排水路地区を個別審議対象の2件、合計4件として、事前評価対象事業全てを審議対象とした。

続いて、再評価事業及び事後評価事業 から、残りの4件の抽出を行った。

再評価事業に対しては大きく3点に着目した。1点目は、進捗状況と事業内容の考慮として、「進捗率の変化」や「事業費や事業期間の大幅な増加の有無」、「B/Cの変化」。2点目は、再評価該当基準の考慮として、「社会情勢等の変化により審議の必要性が生じている事業や未着工の事業」がないか。3点目として、「過去の審議状況」である。

なお、2点目の「社会情勢等の変化により審議の必要性が生じている事業や未着工の事業」については、今回は該当がなかった。

まず、最初に抽出した事業は、再評価の1番・主要地方道東三河環状線。事業費に大幅な増加が生じ、事業期間の経過に比べ進捗率が低く、過去未審議であることから抽出した。

次に、再評価の4番・主要地方道名古屋津島線。事業期間と事業費に大幅な増加が生じ、過去未審議であることから抽出した。

続いて、再評価の5番・主要地方道豊田安城線。事業費に大幅な増加が生じ、過去未審議であることから抽出した。

最後に、再評価の6番・街路事業 都市高速鉄道名古屋鉄道名古屋本線等。事業期間と事業費に大幅な増加が生じていることから抽出した。

以上を総括すると、事前評価 からは、1番～5番の5事業と、6番～9番の4

事業をそれぞれ一括審議、10番と11番を個別審議として4件、再評価からは、1番、4番、5番、6番の4件、合計8件を提案する。

[結論] 抽出委員の抽出案を了承する。

5 対象事業の審議について

【事前評価】

(1) 交通安全対策事業

①交通安全対策事業：主要地方道西尾吉良線、主要地方道岡崎足助線、 一般県道浅井清須線の一括審議

道路維持課から説明。

[委員] 主要地方道岡崎足助線について、バスにより渋滞が起きる箇所だと思うが、バスレーンや、停留スペースは設けなくてもよいのか。

[県] 今回の事業では総幅員12mで両側に歩道を設置することを主目的としているため、現時点ではバスの停留スペースは計画していない。

[委員] 停留スペースの整備は計画していないとのことだが、この区間はバスの本数も多いところである。今回両側に歩道を設置するのであれば、この機会に合わせて整備してはどうかと思ったが、歩道整備が目的であり、今回は整備しないということは理解した。

[委員] 「歩行者等の安全確保」などの、歩行者「等」は何を指しているのか。

[県] 自転車を想定している。

[委員] 「歩行者等の安全確保」を目的として歩道の整備をするが、本来自転車は歩道を通らないことになっていると思う。自転車と歩行者が併用するようなイメージで歩道整備をするのか。また、そのように公安委員会と協議をしているのか。

[県] 自転車は車道走行が原則であり、公安委員会から歩道内の普通自転車通行可の指定を受ける計画ではないものの、自転車の車道走行が危険であると判断されれば、歩行者の安全に配慮しながら歩道内を通行することができる。今回岡崎足助線については都市計画の幅員が12mであるため、その中で幅員構成を検討している。岡崎足助線以外の2路線についてはある程度幅員があるので、自転車通行空間を確保しながら整備を進める予定である。

[委員] 西尾吉良線は通学路として使われているとのことだが、小学校、中学校、高校、どの通学路なのか。また、自転車通学者はいるのか。

[県] 小学校と中学校の通学路として指定されており、中学校は自転車通学もされている。

[委員] 岡崎足助線について、有効幅員 2.0m の歩道だと、歩行者と自転車が幅越すると思う。これから新しくできる歩道がその幅員だと不安を感じる。

[県] 西尾吉良線については 16m の幅員があるため、自転車通行空間も考慮できるが、岡崎足助線について当該区間は中学校の通学路には指定されておらず、通学での自転車利用は想定していない。

[委員] 中学校の通学路として指定されている西尾吉良線については、十分な幅員があるということで了解した。

[委員] 3事業の事業費の内、工事費を見比べると西尾吉良線が突出して多いが、延長が長い他に何か要因はあるのか。

[県] 西尾吉良線については既存の水路をボックスカルバート化して歩道を設置する計画になっており、そういった構造物があるため、工事費が他事業に比べて高くなっている。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

(2) 道路事業

①道路事業（無電柱化事業）

：一般国道 155 号（音羽工区、末広工区）、
主要地方道名古屋津島線（大治町三本木 2 工区）、一般国道 155 号、
一般県道碧南半田常滑線（瑞穂町工区）、
一般県道碧南半田常滑線（十一号地工区）、
一般国道 248 号、一般国道 23 号、一般県道豊橋港線の一括審議

道路維持課から説明。

[委員] 今回審議に諮る 8 事業は全て第一次緊急輸送道路に指定されている路線な

のか。

[県] 豊橋港線のみ第二次緊急輸送道路に指定されている。

[委員] 過去の無電柱化事業は景観の向上を目的としていたと思うが、今回の8事業は全て防災を主目的としている。景観よりも、電柱が倒れた時の影響を主として考えるようになってきたのか。

[県] 2019年の台風15号において千葉県を中心に、強風により電柱が倒壊したことなど、防災の観点からも無電柱化の必要性が高まっている。

[委員] 貨幣価値化困難な効果について、交通事故対策の点数は歩行者等の交通量によって点数が異なるのか。

[県] 交通量ではなく、事業区間が通学路等に指定されているものは3点、通学路に指定されていないものについては2点としている。

[委員] 事業区間が一部でも通学路に含まれていたら3点になるのか。事業延長が長ければ通学路に一部引っかかるのではないか。通学路がわかる図が無いので判断できないが、少し違和感がある。

[委員] 貨幣価値化困難な効果の評価項目で「地震・津波対策」とあるが、台風などの影響は評価項目に入れないのか。

[県] 先程は、「地震・津波対策」と説明したが、調書では台風などの「風水害対策」を含めて評価をしている。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

【再評価】

(1) 道路事業

①道路事業：主要地方道名古屋岡崎線（豊明刈谷工区）の審議

道路建設課から説明。

[委員] 貨幣価値化可能な効果の変化において、走行時間短縮便益が前回評価時より大幅に増大しているが、要因は何があるのか。

[県] 事業区間を2車線から4車線に計画変更したことで、計画交通量が大きく増えたことから、走行時間短縮便益が増大している。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

②道路事業：主要地方道豊田一色線の審議

道路建設課から説明。

[委員] B/Cについて、事前評価時と比較して、今回の走行時間短縮便益が大幅に増大しているが、この増大の仕方は妥当であるか。また、便益の増大要因として、2車線から4車線に計画が変更になったこと以外で考えられることはあるか。

[県] 事業区間を2車線から4車線に計画変更したことで、豊田一色線現道における主要渋滞箇所の混雑状況が緩和されるなど、事業区間周辺の複数の道路において、走行時間短縮便益を増大させる効果がもたらされている。このため、事前評価と比較しても、今回の走行時間短縮便益の増加は妥当であると考える。

[委員] 豊田一色線バイパスの全体計画のうち、今回の評価対象は西尾市上町から下町に至る区間であると理解しているが、便益の算定にあたっての道路ネットワークでは、豊田一色線バイパスの計画区間全体が整備されていることが条件になっているように見受けられる。これは過大評価にあたらぬか。

[県] 指摘のとおり、便益の算定にあたっては、安城市の国道23号から西尾市一色町に至る豊田一色線バイパスの計画区間全体が整備されていることを条件にしている。国道23号に接続するかどうかで、評価対象の区間に流れる交通量に大きな違いが生じることが想定される。既に一部の区間で用地買収に着手しており、今後は順次、計画区間全体の整備を進めていく方針であるため、便益の算定にあたっての道路ネットワークには、豊田一色線バイパスの計画区間全体を組み込むこととした。

[委員] 豊田一色線バイパスの計画区間のうち、評価対象の区間から国道23号に接続する区間の整備は早期に進めるべきではあるが、実際は相当な時間を要することが想定される。今回の評価対象区間の便益を算定するにあたり、豊田一色線バイパスの計画区間全体の整備を前提とすることは実状に沿っていない側面も否めないため、計画区間全体の整備を前提としていることを評価調

書に記載すべきではないか。

[県] 評価調書に補足説明を追記する。

[委員] B/Cについて、費用の算出にあたっては、豊田一色線バイパスの計画区
間全体の事業費を見込んでいるのか。

[県] 費用の算出にあたっては、計画区間全体ではなく、評価対象区間の事業費
により算出している。

[委員] 暫定2車線から完成4車線に計画が変更になったが、事業採択時に完成4
車線での整備を計画しなかったのはなぜか。

[県] 愛知県の道路整備方針として、従来は、暫定2車線で費用をかけずに整備
を進め、ネットワークを拡充させていくことを重視していたが、公安委員会
より、暫定2車線整備の際に従来不要であった中央分離帯の整備が求められ
るようになったことや、暫定2車線供用時の余剰地における防草対策費を要
することなどから、2018年度に完成4車線で整備する方針に変更している。

[委員] 理解した。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

③道路事業：一般国道247号（碧南高浜拡幅）の審議

道路建設課から説明。

[委員] 総事業費の増額について、「現道規制の回避による橋梁上部工の仮設
工法の変更」とあるが、具体的にはどのような変更か。

[県] 当初の予定では、現道を規制してトラッククレーンで仮設する計画であっ
たが、現場で橋梁桁を組み立てながら送り出す「送り出し工法」を採用した
ものである。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

④道路事業：一般国道151号（宮下立体）の審議

道路建設課から説明。

[委員] 立体交差事業の場合、高架下交差点の信号現示等のあり方によって、走行便益が変化すると考えられるが、今回の便益算出は将来系を考慮しているのか。

[県] そこまでの考慮はしていない。高架部および高架下を一体として走行便益を算出している。

[委員] 立体交差することで高架部を走行速度は上がるが、高架下交差点は運用状況で変化があると思う。ただ、現状では高架下交差点の運用状況は分からないので、事後評価時に高架下交差点の運用状況を踏まえた走行便益を算出し、B/Cを検討してみてもどうか。

[県] 事後評価時に検討する。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

【事後評価】

（１）砂防等事業

①砂防等事業（急傾斜地崩壊対策事業）：入山区域の審議

砂防課から説明。

[委員] 今後に反映すべき事項について、事業に先立ち分かるものはなかったか。

[県] 仮設工事用道路の計画については事前に調整する余地があったかと考える。埋蔵文化財等は事前に把握することが困難であった。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

②砂防等事業：槇林区域の審議

砂防課から説明。

[委員] 社寺有林に配慮したことで事業期間を9年間延伸したということか。

[県] 社寺有林に配慮した工法の検討に期間を要したことに加え、県単独事業で行っ

た箇所の予算が予定どおり確保できなかったことから、9年間の延伸となった。

[委員] 県単独事業と国庫補助対象事業の違いが分かるよう評価調書（案）に追記するよう修正してはどうか。

[県] 評価調書（案）を修正する。

[委員] 社寺有林に配慮したことで増額しているが、国庫補助対象となっているか。

[県] 環境に配慮した対策として国庫補助の対象となっている。

[委員] 事業として国庫補助対象事業と県単独事業を含めて評価しているのか。また、対策方法は同じ考えで行っているのか。

[県] 国庫補助対象事業及び県単独事業を合わせ対象としている。対策については同じ設計基準にて行っている。

[委員] 社寺有林を保全すると判断した根拠は何か。地元ヒアリングをしているのか。

[県] カシの大木が有り、地元で昔から大切にしている情報から判断した。

[委員] 社寺有林に配慮した対策を行ったことでのデメリットはなにか。

[県] 費用が高くなったこと。残存する樹木が風の影響を受けることにより、施設にも影響を与える可能性があげられる。

[委員] 自然環境に配慮した事例であり、評価調書（案）の同事業に反映すべき事項に、自然環境の特異性に事前に配慮することを記載してはどうか。

[県] 評価調書（案）を修正する。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。